

令和3年8月24日

学 生 各 位
学生課外活動団体 各位
課外活動団体顧問 各位

学生支援センター長

京都府緊急事態措置期間における課外活動について

京都府緊急事態措置への移行に係る対応については、令和3年8月20日付けで新型コロナウイルス感染症対策本部長である学長より通知のあった「京都府緊急事態措置への対応について」により、感染力の強い「デルタ株」に備えた感染症防止対策が追加されていますので遵守願います。

また、課外活動に係る対応については、京都府知事より他府県への遠征に関する要請があったことから、現在実施している要請事項に追加しますので、対応を徹底するようお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染状況が再拡大し、行政からの感染拡大対策強化の要請があった場合は、課外活動等(オンラインを除く)のさらなる制限を求めることがありますので、予めご承知おき願います。

- ・活動時の参加者数は、感染防止（人間距離の確保等）に十分配慮した人数に制限すること
- ・活動時間は最大で19時30分までとし、活動終了後は速やかに帰宅すること（大学は20時に閉門）
- ・多人数が参加する対面でのイベント等の禁止
- ・他府県への遠征は中止又は延期すること。ただし、公式戦・公式行事等（「公式戦等」という）については、当該公式戦等の感染防止対策が徹底され、開催日の直前に、大会参加予定者（部員等）全員のPCR検査結果が「陰性」であることを証明する書類を学生支援・社会連携課へ提出することで、参加可とする（追加）
- ・課外活動の前後などの会食の禁止
- ・新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止
- ・大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊の禁止
- ・営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの禁止
- ・食事中も含めた、マスクを外しての会話の禁止

- ・学生同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動の禁止
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動の禁止

【本件問合せ先（担当）】

学生支援・社会連携課学生生活係

電話: 075-724-7144

E-mail: stu_seikatu@jim.kit.ac.jp

【参考】

<きょうとマナー>

https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/documents/kyoto_manners_a4chirashi_kyotoshi.pdf

- ・適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- ・会話の時はマスクを着用！
- ・食事前、退店時には手指消毒を！
- ・お店では大声で話さないでください！
- ・2時間、4人までを目安に！

<新しい生活様式の実践に向けた学生向け啓発動画>

<https://www.pref.kyoto.jp/fu-daigaku/news/2020animation.html>